

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 14 日

各都道府県、市区町村 民生・衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省政策統括官付参事官（総合政策統括担当）

市町村職員等を対象とするセミナーの開催予定日の決定について

日頃より厚生労働行政に関しまして、一方ならぬ御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

厚生労働省では、厚生労働行政について、市町村相互、または市町村・厚生労働省間で情報・意見交換等を行うことを通じ、地域の特性に応じた保健福祉サービス等の向上を図るために必要な情報や企画立案の手法を体得する機会を提供することを目的として、市町村職員等を対象とするセミナーを開催しております。

つきましては、令和 7 年度においても、別添の実施要項に従って実施してまいりますので、関係する部署に対してこれを周知し、積極的な参加を促していただくようお願い申し上げます。

なお、各回の開催通知、参加募集等につきましては、開催の概ね 4 週間前に別途貴部局宛てに御案内いたしますので併せて御承知おきいただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省政策統括官付政策統括室

政策第三班 柳沼、中村

TEL 03-5253-1111（内線7693、7579）

E-mail stshaho2@mhlw.go.jp

令和7年度市町村職員等を対象とするセミナー 実施要項

1. 市町村セミナーの目的

市町村職員等を対象とするセミナー（以下「市町村セミナー」という。）は、市町村厚生労働行政交流研修事業として、厚生労働行政について、市町村相互及び市町村・厚生労働省間等で情報や意見の交換等を行うことを通じて、市町村等が地域の特性に応じた保健福祉サービス等の向上を図るために必要な情報や企画立案の手法を得る機会を提供するとともに、市町村等の厚生労働行政に対する考え方や行政需要等を把握し、厚生労働行政の企画立案に資することを目的とする。

2. 市町村セミナーの概要

(1) 内 容

市町村セミナーにおいては、市町村職員等の厚生労働行政に対する理解を深め、厚生労働行政の一層の推進に資するよう、市町村に関わりの深い厚生労働行政テーマに基づき、厚生労働省職員からの説明・情報提供、有識者による講演、市町村等からの事例報告、厚生労働省職員と参加者及び参加者相互の意見交換等を行うこととする。

(2) 開催日程及びテーマ案

別紙1のとおりとする。但し、諸事情により変更することもあり得る。その際には別途事務連絡にて通知することとする。

(3) 参加対象者及び参加募集

市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）の職員等を広く対象とし、参加募集要領（別紙2）に基づき、各回の概ね4週間前に「調査・照会（一斉調査）システム」（以下「調査・照会システム」という。）を通じて通知・募集する。なお、資料のみの請求についてはこれに応じないこととする。

(4) 実施方法

オンラインもしくはオンラインと対面を併用する形式での開催とする。いずれの形式で開催するかについては、各回の概ね4週間前に「調査・照会システム」を通じてご連絡する。

オンラインの場合、参加者は開催3日前目処でメールにて連絡するZoomのURLから参加することとする。定員を超え、参加不可となった方については、YouTubeにて行う同時配信を視聴いただくことを可能とする。

なお、オンライン開催に係る詳細な留意事項等は、開催の度に、参加者に対してZoomのURLと併せてご連絡することとする。

オンラインと対面を併用する形式の場合、申込みの際に対面での参加もしくはオンラインでの参加を選択することを可能とする。オンラインの実施手法は、上記のオン

ラインの場合と同様とする。

対面開催の場所または留意事項等については、各回の概ね4週間前に「調査・照会システム」を通じてご連絡する。

なお、定員の都合等により、参加者が選択した参加形式での参加が難しい場合には、別途調整することとする。

(5) 参加費用

無料とする。対面で参加する際の旅費（交通費、宿泊費）については、参加者の属する市町村等の負担とする。

(6) その他

市町村セミナーの庶務は、厚生労働省政策統括官付政策統括室政策第三班において担当する。

また、スケジュールや使用した資料については、厚生労働省ホームページ内（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoseminar/index.html>）において掲載することとしている（一部の資料については掲載対象外とすることもある）。

令和 7 年度「市町村セミナー」開催予定一覧

回 目	開 催 予 定		概 要
	テ ー マ		
第 180 回	令和 7 年 6 月 13 日（金）		○ ひきこもり状態にある本人やその家族への支援について基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めているところ、今般とりまとめた「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」で示している伴走型支援の向上のために理解すべき基本的な考え方を共有するとともに、地域における本人や家族との対話交流の実践や、支援体制づくりに向けた活用可能な国の予算について周知し、先進的に取り組む実践例について共有及び意見交換を図る。 【開催方法】 オンラインを予定。
	ひきこもり支援における本人及び家族との対話交流と支援体制づくりについて		
第 181 回	令和 7 年 7 月 4 日（金）		○ 市町村を中心とした地域の関係機関が参画する協議会により、地域のニーズを踏まえた高齢者の多様な雇用・就業機会を創出すると共に、その取組を持続可能にするモデルを構築するため、国の委託事業として令和4年度から実施している。 ○ 実施地域拡大のため、事業説明のほか、先行して取り組む地域より事例を紹介いただき、セミナーに参加される市町村との意見交換等ができる機会としたい。 【開催方法】 オンラインを予定。
	「生涯現役地域づくり環境整備事業」の活用について		
第 182 回	令和 7 年 10 月 3 日（金）		○ 2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中、今ある資源を有効活用しながら、地域包括ケアを維持した上で、地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要がある。 ○ 本セミナーは、介護予防、防災、かんたき（看護小規模多機能型居宅介護）に関する先進的な取組事例について共有と意見交換を行い、自治体職員の方の理解を深めるとともに、これからのサービス提供体制を検討するために役立つ情報を提供することを目的とする。 ○ 介護予防や防災の観点からの地域づくりの活用事例では、高齢者主体の通いの場を活用した地域介護予防活動支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業等の活用について、自治体担当者、有識者を招いて講演いただく。 ○ 看護小規模多機能型居宅介護の活用事例では、看護小規模多機能型居宅介護事業者及び自治体担当者を講師としてお招きし、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの実際と効果、地域づくりの取組と効果、開設時の支援について講演いただく。 ○ 講演後には、参加者からの質疑を交えた意見交換の時間を設け、インクルーシブな地域づくりに関する知見を深めていただく。 【開催方法】 オンラインを予定。
	高齢者支援の拠点となる場を活用した、インクルーシブな地域づくり～介護予防、防災、かんたきの取組を事例として～		

第 183 回	令和 8 年 2 月 13 日（金）	○ 高齢者のポリファーマシー対策を推進するため、自治体職員の方々が行政の取組みと医療現場の実際について理解を深め、今後の施策立案や現場での連携に役立てることを目的とし、実際に対策を行っている在宅療養支援診療所の医師・ケアマネージャーや、老年薬学の専門家等を招いて講演いただき、参加者からの質疑及び意見交換を行う。 ○ 内容としては、実際のポリファーマシー対策の実情や自治体に期待される役割、実際にポリファーマシー対策が進んでいる地域の好事例や、好事例に基づいて作成された業務手順書の紹介等を予定している。 ○ 本セミナーに参加することで、自治体職員の方々はポリファーマシー対策に関する最新の行政の取組みを把握できるとともに、医療現場の具体的な課題を知ること、今後の施策立案に役立つ実践的な知見を得ることができる。また、当課としても、自治体職員の方々と意見交換をすることで、今後の施策立案等に活かすことができると考える。 【開催方法】 オンラインを予定。
	高齢者のポリファーマシー対策について	
第 184 回	令和 8 年 3 月 6 日（金）	○ 国民の生活習慣病予防・健康づくりを推進するため、市町村で実施する健康教育や健康相談等に対し、健康増進事業において国から補助を行っている。 ○ 事業内容が多岐に渡り、多彩な活用が可能であることから、今後の取組のヒントとなるような好事例を紹介したい。 ○ 令和 6 年度から健康日本 21（第三次）を開始しており、予防・健康づくりのさらなる推進へ向け、優良な事例や取組のポイントを共有するセミナーの開催を予定している。 【開催方法】 オンラインを予定。
	健康増進事業の活用について	

※詳細については、セミナー開催の概ね 4 週間前を目途に発出を予定している都道府県宛事務連絡もしくは厚生労働省ホームページ内の市町村職員等を対象とするセミナーのページをご確認ください。

令和 7 年度市町村職員等を対象とするセミナー 参加募集要領

1 テーマ・内容、開催日時・場所、募集定員の通知

開催については、各回開催日の概ね 4 週間前に、調査・照会システムを通じて事務連絡を送付し、セミナー概要及びプログラム案等を通知することとする。

2 申込みについて**(1) 申込み方法**

参加を希望する市町村職員等は、回ごとに Microsoft Forms もしくは「調査・照会システム」を通じて申し込むものとする。

Microsoft Forms の申込用リンク等、申込み方法の詳細については、セミナー開催の概ね 4 週間前を目途に、調査・照会システムにてお知らせする。

(2) 申込み締め切り

申込みにあたっては先着順とし、定員に達した時点で締め切ることとする。

定員に達した以降に申し込んだ者に対しては、その旨の通知をメールにて返信することとするとともに、YouTube にて行う同時配信の URL を送付することとする。

3 その他（アンケート等の実施）

内容の充実に資するため、参加する市町村職員等に対し、アンケートや質問、調査等を依頼することがあるので、ご協力いただくようお願いする。

なお、当該アンケート等については、当省がその結果等の提供の義務を負うものではない旨申し添える。

4 市町村等との連絡担当

セミナーに関する庶務的な問い合わせ等の連絡業務は、厚生労働省政策統括官付政策統括室第三班が担当するが、制度等に対する照会については、厚生労働省の各々の担当部局へご連絡いただくようお願いする。